

## 令和元年度 社会福祉法人に対する指導監査結果について

法人名 社会福祉法人 三光志福祉会(法人番号2140005013444)

監査実施日 令和元年11月14日

文書による指摘事項の有無 有

文書による指摘内容	改善状況
1 特養の整備への応募について理事会で審議していない。「従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止」については、理事長にその決定を委任することはできない。応募するのは採択されることを前提にするものであるため、新規事業を実施する旨を応募する前に理事会で審議すべきであった。今後は、理事への委任を適正に行うこと。	改善予定
2 平成31年4月7日に特養新設の設計監理の契約を1者随意契約で、また、特養の内装の工事について、3者の見積合わせを経て契約しているが、理事会の決議を経ずに行っていた。どちらも、定款施行細則によると理事長の専決範囲(500万円未満)を超えている。理事長の専決範囲を超える契約については、理事会の決議を経て契約すること。そして、1者随意契約の場合は、その理由についての意思決定を行うこと。なお、理事長の専決範囲を超えている契約については、理事会でその1者に決定する理由を説明し、理事会で決議すること。	一部改善済
3 社会福祉法及び法人定款の規定により、理事長が理事会で定期的に職務執行状況を報告することとなっているが、理事会議事録にその記録がない。理事長は定款に定めるとおり、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告し、報告の内容を議事録に記録すること。	改善予定
4 法人の行事である秋祭りの模擬店の売上を簿外で管理している。すべての収入を会計に計上すること。	改善予定
	令和2年3月18日
前年度に実施した指導監査での文書による指摘内容のうち、改善予定又は未改善のもの	改善状況
1 社会福祉法及び法人定款の規定により、理事長が理事会で定期的に職務執行状況を報告することとなっているが、理事会議事録にその記録がない。理事長は定款に定めるとおり、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告し、報告の内容を議事録に記録すること。	改善予定
	令和2年3月18日